

仕様書

1 業務概要

- (1) 業務名称 : 08－梅田市街地住宅地盤調査業務
- (2) 調査地 : 大阪市北区万歳町三丁目 8 番
調査箇所については事前に機構設計担当と協議の上、決定すること
- (3) 調査期間 : 契約締結日の翌日から令和 8 年 12 月 21 日まで
- (4) 調査概要 : ① ボーリング調査 (計 2 本)
本孔 : 9.0m×1 本 別孔 : 9.0m×1 本
② 標準貫入試験
③ 室内土質試験 (力学試験)

2 一般事項

- (1) 本業務は、敷地調査共通仕様書 (令和 4 年改定) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)「4 章 地質調査」、及び、地質調査共通仕様書 (平成 22 年 7 月) (独立行政法人都市再生機構 (以下、「機構」という。))、によるほか、本仕様書、機構設計担当者及び機構監督員の指示による。
- (2) 契約締結後、直ちに機構設計担当者及び機構監督員の立会いによる調査地の確認を受けること。また、工程表及び調査計画書を提出すること。なお、調査位置は、契約締結後に機構設計担当者が指示するものとする。
- (3) 測定の基準点は、建物建設時点に正確に再現照合可能なものを複数個用意するものとし、測量に着手するに先立ち機構設計担当者及び機構監督員の承諾を得ること。
- (4) 調査位置及び標高については、基準点との相対位置関係を含め座標表示等は、機構設計担当者及び機構監督員が指示する表示方法により、調査位置図等に明確に記載し提出すること。標高は T.P. 表示とする。
- (5) 本業務の目的遂行のため、調査項目及び調査個数等の変更を行う場合には、機構設計担当者及び機構監督員と協議し、その都度承諾を得ること。なお、調査費用に増減が生じた場合については、後日設計変更により処理するものとする。
- (6) 現場作業は後日指定する日までに完了し、後日指定する日までに、仮報告書を作成し提出すること。
- (7) 本業務は、(仮称) 梅田市街地住宅基盤整備工事实施設計の基礎資料とすることを目的とするものであり、提出する報告書はこの趣旨に従うこととする。
- (8) 報告書は機構設計担当者の指示する方法で CD-R 化し 2 部提出すること。
- (9) 調査位置図及び土質柱状図は、機構設計担当者及び機構監督員の指示する方法により、別途図面化して提出すること。また、土質推定断面図は本業務の調査結果に加えて、別途機構から貸与する既存地質調査報告書の内容を総合的に勘案して作成すること。
- (10) 物理試験のための試料採取および試験箇所については機構設計担当者及び機構監督員の指示によること。

- (11) 本業務の現場作業時間は原則として午前8時から午後5時までとする。ただし、音の出る作業は午前9時からとする。また、日曜日及び祭日は原則として現場作業を行ってはならない。
- (12) 本業務の電源及び用水は現地で自給するものとする。
- (13) 再委託

- ① 本業務において、業務の一部再委託を承認する業務は下表の「あらかじめ承諾を得て再委託できる業務」に準ずるものとする。業務の一部を再委託する場合は、別記様式1により申請を行い、あらかじめ機構設計担当者及び機構監督員の承諾を得なければならない。

再委託不可の内容	主たる業務 イ 調査業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断 ロ 解析業務における手法の決定及び技術的判断 ハ 測量業務における総合的企画、作業遂行管理及び技術的判断等
あらかじめ承諾を得て再委託できる業務	上記及び下記に規定する以外の業務
特に承諾を要しない業務	補助的な業務 [例] ・コピー、ワープロ、印刷、製本 ・計算処理、トレース、資料整理

- ② 受注者は、業務の一部を再委託する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対し適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、機構の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は機構の指名停止期間中であってはならない。また、機構設計担当者および機構監督員からの求めに応じ、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書等の書類の写しを提出すること。
- (14) 個人情報の取扱い
- 個人情報等の保護に関する特約条項第1条に定める個人情報等の保管場所、取扱場所、及び取扱場所から持ち出す場合等の手続き等については、下記のとおりとする。
- ア 保管場所は受注者事務所内とし、施錠できる場所に保管する。
- イ 取扱場所は受注者事務所内とし、取扱終了後は速やかに保管場所に返却し施錠する。
- ウ 取扱場所から持ち出す場合は、事前に担当職員の了解を得、保管場所に返却後はその旨を報告する。
- エ 原則として携帯電話に業務に係る個人情報を登録しない。

3 調査内容

- (1) ボーリング及び標準貫入試験の内容は表1による。
- (2) 乱れの少ない試料の採取方法・採取深度に関しては表1によるが、その内容に関しては、事前に機構設計担当者及び機構監督員の承諾を受けるものとする。
- (3) 土質試験の内容に関しては表2による。

4 現場説明事項

次頁による。

以 上

現 場 説 明 書（地質調査用）

工事等名称

08－梅田市街地住宅地盤調査業務

- 1 本工事等の契約に関する事務処理については、建設工事事務取扱要領（平成16年版）（以下、事務要領）による。
- 2 工事等期間中、通行人の安全並びに工事等用資材搬入車の出入管理のため監督員並びに、関係官庁とよく協議の上適切な処置を講じること。
- 3 公害防止に関する条例に基づく手続きは、受注者において行うこと。また、騒音、振動、ほこり、資材片の飛散等による被害を誘発しないよう、必要に応じ予防措置を講ずるとともに、近隣および既存住棟に対する苦情処理については、受注者において行うこと。
- 4 本工事等の受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条に基づき、賃金台帳を作成し現場で保管すること。なお、下請負者についても徹底をはかり、常に賃金台帳の整備を充分に図るとともに、公共事業労務費調査の対象となった場合は協力すること。
- 5 工事等の全部又は一部の施工の一時中止が行われたときは、そのときまでに支払われた前払金（以下「支払済前払金」という。）の返還を請求することがあり、その請求があったときは、受注者は支払済前払金を返還しなければならない。
- 6 請負契約の履行にあたっては、建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月5日付建設省経構発第2号の3）の主旨を了知し、遵守すること。
- 7 工事等現場における労働安全対策については、敷地調査共通仕様書（令和4年改定）（国土交通省大臣官房庁営繕部）、都市再生機構工事特記基準、労働安全衛生法（昭和47年法律第58号）、その他関係法規を遵守し、現場等における労働安全教育の徹底を図り、労働災害の防止に努めること。
- 8 (1) 建物を破損又は、汚損しないように注意して施工すること。
 (2) 建物に破損等を生じた時は、本工事等受注者において補修等を行うこと。またこれに要する費用は本工事等受注者の負担とする。
 (3) 工事等用車両及び工事等関係車両は、周辺道路に不法駐車しないこと。機材の荷卸し・積込のための寄付き（一時停車）は可である。ただし、停車中に歩行者の通行がある際は誘導を行うこと。
 (4) 調査着手時には近隣への周知を行うこと。
- 9 調査箇所はアスファルト舗装の撤去が発生しない裸地部で行うこと。なお、復旧は不要とする。

（地質調査－1）

表－１ ボーリング・標準貫入試験・乱れの少ない採取・孔内載荷試験

ボーリング 番号	ボーリング孔別深度				標準貫入試験 の間隔	乱れの少ない試料の採取 方法・深度 サンプラーの種別			孔内載 荷試験 深度
		φ 66	φ 116	計		※①	※②	※③	
B-1	粘性土・シルト	1.0m	1.0m	18m	1回				
	砂・砂質土	8.0m	8.0m		8回			8.0m	
	礫混じり土砂								
	軟岩								
合計		9m	9m	18m	9回			1箇所	

サンプラーの種別：

※①固定ピストン式シンウォールサンプラー（JGS 1 2 2 1－1 9 9 5）

※②ロータリー式二重管式サンプラー（JGS 1 2 2 2－1 9 9 5）

※③ロータリー式三重管式サンプラー（JGS 1 2 2 3－1 9 9 5）

※乱れの少ない試料の深度については、機構担当者との協議による。

表－２ 土質試験

ボーリング番号		B-1	B-1'	合計
掘削長		9m	9m	-
物理試験	土粒子の密度試験 (JIS A 1202)		1試料	1試料
	土の含水比試験 (JIS A 1203)		1試料	1試料
	土の粒度試験 (粘性土) (JIS A 1204)			試料
	土の粒度試験 (砂質土) (JIS A 1204)		1試料	1試料
	土の細粒分含有率試験 (JIS A 1223)			試料
	土の液性限界・塑性限界試験 (JIS A 1205)		1試料	1試料
	砂の最大密度・最小密度試験 (JIS A 1224)			試料
	土の湿潤密度試験 (JIS A 1225)		1試料	1試料
	土のPH試験 (JGS 0211-2000)			試料
	土の強熱減量試験 (JIS A 1226)			試料
力学試験	突固めによる土の締固め試験 (JIS A 1210)			試料
	CBR試験 (JIS A 1211)			試料
	現場CBR試験 (JIS A 1222)			試料
	土の段階载荷による圧密試験 (JIS A 1217)			試料
	土の定ひずみ速度载荷による圧密試験 (JIS A 1227)			試料
	土の一軸圧縮試験 (JIS A 1216)			試料
	土の非圧密非排水 (UU) 三軸圧縮試験 (JGS 0521-2000)			試料
	土の圧密非排水 (CU) 三軸圧縮試験 (JGS 0522-2000)			試料
	土の圧密非排水 (CU) 三軸圧縮試験 (JGS 0523-2000)		1試料	1試料
	土の圧密排水 (CD) 三軸圧縮試験 (JGS 0524-2000)			試料
	振動三軸圧縮試験(1) 液状化試験 (JGS 0541-2000)			試料
	振動三軸圧縮試験(2) 動的変形特性試験 (JGS 0542-2000) (JGS 0543-2000)			試料
	一面せん断試験			試料
	土の透水試験 (JIS A 1218)			試料
弾性波探査				箇所
電気探査				箇所
地盤の電気検層 (JGS 1121-1995)				箇所
地盤の弾性波速度検層 (PS検層) (JGS 1122-1995)				箇所
常時微動測定				箇所

※物理試験・力学試験の試験深度は、機構設計担当者および監督員の指示による。

※粒度試験では沈降分析、ふるい分析を行うこと。